

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群・ずわいがに太平洋北部系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めるとともに、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第1 まさば及びごまさば太平洋系群（令和5年7月～令和6年6月）

- 1 都道府県漁獲可能量（漁業法（以下「法」という。）第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
まさば及びごまさば漁業	現行水準

第2 ずわいがに太平洋北部系群（令和5年7月～令和6年6月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
ずわいがに漁業	現行水準

第3 くろまぐろ（小型魚）（令和5年4月～令和6年3月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

80.2トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	今回配分数量	当初配分数量
くろまぐろ（小型魚）漁業	77.1トン	58.4トン
県留保枠	3.1トン	3.1トン

第4 くろまぐろ（大型魚）（令和5年4月～令和6年3月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

26.3トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	今回配分数量	当初配分数量
くろまぐろ（大型魚）漁業	25.1トン	21.3トン
県留保枠	1.2トン	1.2トン